

徳島県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。  
令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	株式会社ティーエス ファーマシー	主たる事務所の 所在地	吉野川市鴨島町飯尾 六六〇 二	指定に係る 事業所の名称	ドリーム調剤薬局	指定に係る 事業所の所在地	阿波市土成町土成字 寒方五四 一	事業の種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	指定年月日	令和五年二月 一日
医療法人うずしお会	鳴門市撫養町立岩字 元地二八〇	岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字 元地二八〇	事業の種類	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	指定年月日	同 四月 一日				